

いのちのとりで裁判

愛媛アクションNEWS

いのちのとりで裁判 愛媛アクション

〒791-1102 松山市来住町 1091-1
愛媛医療生協内 TEL089-990-8677

Facebook

<https://www.facebook.com/ehimeseizonken/>

発行日/2024年12月25日 VOL. 40

シン・ママ応援講演会に 80 名 寺内順子さんのケース紹介



シングルマザーへの支援について語る寺内順子さん

12月7日、松山市の愛媛県県民文化会館別館で「何も聞かない、何も言わない支援から見えてくるママ、子ども、女性たちのリアル」と題して、寺内順子さんを招いた学習講演会を開催しました。約80人が参加しました。

寺内さんは、大阪を拠点にシングルマザーをサポートしている「一般社団法人シンママ大阪応援団」の代表（大阪社保協事務局長）です。

鈴木静会長は開会あいさつで、「いのちのとりで裁判を10年間続けて、やっと来年2月28日松山地裁判決が出されます。2013年の生活保護基準の引き下げ訴訟は、原告ではない保護利用者、保護を利用していない方々のためにとりくんできた」と述べ、今現実のシングルマザーの置かれた貧困や活動を共に学びたいと述べました。

寺内氏は、女性の平均年収は男性の55%で、中でもシングルマザー世帯の貧困率は5割を超え、ディープ・プア世帯は13%もいるとして、「女性と子どもたちのための社会保障制度をよくしていくためには『たたかい』あるのみ。私たち一人ひとりの力は微力かもしれないが無力ではない。やれることをコツコツとやり、『優しい世界』をつくろう」と力説。

シンママ大阪応援団は、ケアする人（シンママ）をケアするサポートをし、現在、約200世帯・600人のシンママ、子ども、女性たちをサポートしています。①毎月何も聞かず言わずに必ず送るスペシャルボックス（食料・日用品等送付事業）、②拠点「zikka（実家）」運営事業—ごはん会・お泊り・相談・緊急一時保護等、③ステップハウス

事業（DVから逃げてくる人の居場所）、④ママのためのお誕生日ケーキプロジェクトなどの活動を紹介。

成人式の振袖や入学式や卒業式用の着物の貸し付けや、新品ランドセルのプレゼントなども行い、「コロナ禍でみんな生き抜いた。誰一人、死ななかった。自死しなかった。それは、スペシャルボックスでゆるくつながり、『あなたが大切だよ』を言葉ではなく、スペシャルボックスで、お誕生日ケーキで伝えているからです」と力を込め、「サポートとは『あなたが大切だ』を伝えること。言葉はいらない、行為で、物で。アドバイスは支援ではない。言葉で困難は解決しない。必要なのは一緒に行動する人」と訴えました。



愛媛の実情報告、パネル討論

つづいて、愛媛の実情について、鈴木会長をコーディネーターに、弘中由美子さん（愛媛生協病院医療福祉相談室MSW）が「病院相談室に来られる若い人たちの今」、久保友里恵弁護士が「いのちのとりで裁判からみえる女性の暮らし」と題し報告して、寺内さんも含めてパネルディスカッションを行いました。

政治家からも注目！

政治家の皆さんも多数ご参加（又はメッセージ）いただきました。

参議院議員のながえ孝子、衆議院議員の白石洋一、石井智恵、県議の田中克彦、松山市議の小崎愛子、杉村ちえ、梶原時義、土居田学、向田将央、今治市議の松田澄子、東温市議の小島建三の各氏です。（敬称略）

参加者アンケートより 「貧困の実態と支援を知りました」

いつも以上にアンケートに答えてくださった方が多かったです。その一部を紹介します。

- ・貧困の実態をはじめて知りました。穴のあいたくつ、パスタの塩味などなど、とてもおどろきました。非正規で働くことで収入が少ないことはだれがそんなふうにしてしまったのでしょうか。制度が悪いように思いました。
- ・相談より「お米いる？」とか、ケーキには力がある等、最前線で活動されている寺内さんの言葉には、ある意味洗練されていると感じました。また、レジュメの子の写真等、思わず涙が出ました。
- ・寺内さんの講演の中で、国や自治体は子どもが小さいうちは、よく支援してくれるが中学生高校生になるにつれて支援が少なくなるのはおかしいという話がありましたが、その視点は私にはなかったので勉強になりました。たしかに少子化が進んでいる今、出産などにかかるお金を援助することはもちろん大切ですが、それで終わってしまったら無責任だと思えます。
- ・今回の企画で普段知ることがあまりない、シングルマザーの方たちのリアルな状況を知ることができてとても良かったです。布団がない、穴のあいた靴をはいているなど、とても大変な状況を知り、私たちも人ごとと思わず考えていく必要があるなと強く感じました。
- ・生活保護のハードル、受給者の実態、自分の知らない社会問題の内容を専門家から聞けて大変勉強になりました。
- ・寺内さんの講演、大変良かったです。相対的貧困の定義、客観的データ、ご自身の体験・・・、説得力があり腹落ちしました。



■寺内講演会に参加して

原告 Aさん

私は「いのちのとりで裁判」の原告の1人です。事務局からのお誘いで講演会に参加致しました。

「何もきかない、何も言わない支援から見えてくるママ、子ども、女性たちのリアル」というタイトルを見たとき、正直「？」とクエスチョンマークが頭の中をめぐりました。一体どういう内容のお話なのだろうかと…。

しかし、寺内順子氏のお話を聞くうちに、それは次第に解明されていきました。大阪弁で柔らかい口調で、時々ユーモアをまじえ、話が進むうちに、私はその話中にすっかりのめり込んでいました。

それは、自分自身に直結する内容が盛り込まれていたということも事実です。

「何も聞かず、何も言わず」SOSがきたらスペシャルボックスをすぐに送る、Z i k k a（実家）という命名も感動しました。またサポートをしていく上での6項目の考え方にも、とても感動しました。

そして、題名の「何も聞かない、何も言わない支援」に立ち戻り考えたときに、全国では支援をする機関はアチコチに存在すると思いますが、これ程までに当事者に心を開いて、それも気張ることなく自然の形で受け入れる機関は、私は知りません。お話を聞きながら目頭が熱くなっていました。同席していた弁護士さん（男性）も涙していました。

国・行政に対しましては、冷たいものを感じます。これからも、シンママ、その他の皆さんの手足となって歩調をあわせ、応援していただくことを記念いたします。

お話しを拝聴し、あたかも自分自身が励まされているような気持ちになり、元気をいただきました。

ありがとうございました。



2023年10月のスペシャルボックス



■日弁連人権擁護大会に参加して

10月3日名古屋国際会議場において、日本弁護士連合会の人権擁護大会が開催され、愛媛から原告のBさんが参加しました。

参加記を紹介させていただきます。

原告 Bさん

10月3日、愛知県名古屋国際会議場で開催された人権擁護大会「今こそ、『生活保障法』の制定を！～地域から創る、すべての人の“生存権”が保障される社会～」に参加させていただきました。全国から弁護士の先生など法律の専門家の方が集まり、現在の生活保護制度の問題点とその打開策などについてお話がありました。1,500人は入りそうな大きな会場の最後方の車椅子席から見ていました。

会場では大きなスクリーンに講演や報告して下さる方が映り、話した内容はもう一つのスクリーンに、その場で文字として打ちだされていました。また、手話通訳の方がいたり、ウェブ配信があったりと、いろいろな形で多くの方が参加できるようにしてくれていました。

講演の中で、自動車の保有を理由に保護を廃止された方、生活保護を受けられない外国の方、生活保護世帯から外れないと大学へ行けなかった方など、制度の狭間で苦しむ当事者の方々が辛い現状を話してくれました。その話を聞き、生存権を謳っているのに、なぜ生活保護がセーフティネットとしての役割を果たせていないのか、本当に悔しい思いになりました。貧困層の1割程度しか生活保護の利用に辿り着けていないと言われていました。申請の窓口で心無い対応で尊厳が傷つけられることもあります。私も市役所のケースワーカーさんに相当なことを言われたのを思い出しました。あの時のことを思い出すと今でも悔しいです。

日本は貧困に対する当事者意識が低く他人事として考えている人が多いようですが、貧困は誰にでも起こることだと思います。生活苦で追い詰められて自殺する人もいます。

貧困を自己責任として捉えさせるような制度や教育をやめ、生活保護を権利として明確にしてほしいと思いました。そのことが国民の意識改革に繋がり、貧困の連鎖を断つことになると思います。

海外の生活保障に関する調査報告を聞いて、日本の生存権に対する考えや制度は脆弱で遅れているのだと分かりました。海外では基礎的なニーズの充足を自己責任から切り離し、国家がその責任を持つというのです。生計の援助は最低限度の水準保障ではなく、それを上回る適切な水準保障だそうです。日本国憲法第25条

「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。人が生きているということは文化に接するのは当たり前のことなので、その当たり前が保障される国がとて羨ましいです。

基調講演をしてくださった、96歳の暉峻淑子(てるおかいつこ)さんが「闘わないと人権は自分のものにならない」と言っていたのが印象に残りました。

今回、参加して多くの専門家の方が生活保護の機能不全や国民の無関心、忌避感を案じて意見交換している姿を見てきました。生活保護は、今の世の中、享受するのがとても厳しく困難なものだと思いました。

半日に及ぶ長丁場のシンポジウムだったので、体力の限界を感じ、早めに帰らせていただきました。



年度会費納入のお願い

会員の方は、振込用紙にて2024年度会費をお振込みください。恐れ入りますが振り込み手数料のご負担をお願いいたします。

◆年会費

個人会員 — 1口 500円から
団体会員 — 1口 1,000円から

◆振込先

ゆうちょ銀行 01640-3-132357
名義: 生存権裁判を支える愛媛の会

25
まもろう
憲法25条

いのちのとりで裁判 全国アクション NEWS



発行:いのちのとりで裁判全国アクション事務局
TEL:06-6363-3310/FAX:06-6363-3320
〒530-0047 大阪府大阪市北区天満3-14-16
西天満パークビル3号館7階あかり法律事務所
弁護士 小久保哲郎

いのちのとりで 検索

34号
2024年12月発行

緊急院内集会、大成功！

450名もの参加で「下げるな！上げろ！」



(参議院議員会館の様子)

熱気あふれる集会

12月4日、参議院議員会館講堂にて、生活保護基準予算編成直前緊急院内集会を開催しました。会場190名、オンライン130拠点から260名、合計450名の参加がありました。

また、会場には国会議員13名、国会議員秘書13名も参加。新聞・テレビ局等のメディア9社も取材に来ており、会場には熱気があふれました。

基準引下げは、命への冒涇・暴挙

開会のあいさつで、新里宏二弁護士（全国クレサラ・生活再建問題対策協議会代表幹事）が、生活保護を利用しながら「生活苦」で自殺する人が118人と1年で40%近く増えている状況を説明し、「異常な物価高なのに、さらなる生活保護基準引下げを行うのは命への冒涇・暴挙であり、当事者の声を聴き、引き下げを止めなければいけない」と集会の趣旨を話しました。



引き下げどころか上げるべき

小久保哲郎弁護士からは、生活保護基準引き下げ問題の現状が説明されました。物価高になる以前の2019年の低所得層の消費を基準として、国は生活保護水準を引き下げる案を公表しており、ほとんどすべての世帯が引き下げられる予定でした。ただし、社会情勢を見るところとして、2023年からの引き下げは行われず、水準は据え置かれたこと、そして現在、物価高が続いているにもかかわらず、特に財務省は引き下げ実施を求めていることが報告されました。

財務省の主張は疑わしい



(高木健康弁護士)

続いて、福岡弁護団の高木健康弁護士から、総務省が公表している消費者物価指数は2020年から2024年にかけて大きく上昇しており、特に生活保護世帯の家計に占める割合の高い食費や光熱費が高騰していることから、実質的購買力を維持する観点からは、13%以上の引き上げが必要であることが説明されました。

また、財務省は、下位10%の低所得世帯の消費が1.6%しか伸びていないとしています。高木弁護士の試算では9.5%以上であり、財務省の主張の根拠が疑わしいことが明らかにされました。



(ドイツの状況を説明する布川日佐史教授)

ドイツに学ぶ

布川日佐史法政大学教授からは、ドイツの生活保護水準の決め方が紹介されました。近年、ドイツでは直近の物価高に対応するため法律改正までして保護基準が大幅に引き上げられていること、保護基準を下げないことが法律に明記されていること、その結果、生活保護世帯の実質購買力が維持されるだけでなく、課税最低限の引き上げにもつながっていることが報告されました。



生活保護を利用している当事者の声

■引下げ前の基準だったらどれだけ助かったか

1 人目は、うつ病を患いながら、5 人の子どもを育てているシングルマザーの方です。

いつもお金のことに不安があり、精神的に辛くなる、3人の高校生は部活動をしており、朝夕の補食も含めて弁当を持たせているが、もっと栄養の良いものを持たせたい、冷蔵庫が壊れたとき買い替えることができず知人から中古を分けてもらうまでの2か月冷蔵庫なしの生活を強いられた、今より月2万円保護費が多い、引下げ前の2012年の基準のままだったらどれだけ助かったか、と話しました。

■死人に口なしにたくない

2 人目の難病の女性は、近くのスーパーの見切り品を買い求める際に仲良くなったおばあさんについて話しました。

おばあさんは、70 歳を超すまで働き、年金だけで暮らすことができず保護利用にいたりました。身寄りはなく、節約を重ねる日々でした。エアコンが故障したものの、大家や福祉事務所に相談してもなんともならず、暑い日々を過ごさざるをえませんでした。しばらく見かけないので、家の近くに行つて消息を尋ねたら、おばあさんは、熱中症のため自宅で倒れて亡くなっていたことを知りました。

女性は、とても悲しい、死人に口なしにたくない、自分も同じ状況で他にも人知れず亡くなっていく方がいるかもしれないと訴えたくてこの場に参加した、と声を強めました。

■生活保護を利用していない暮らしと比べないで

3 人目のシングルマザーの方は、夫のギャンブル依存等で離婚前の暮らしは大変厳しく、薄氷の上を歩くような生活でした。離婚後、生活保護を利用することができ、生活は大変ながらも安定しました。

来年から、生活保護費が削減されると聞いているが、以前の私のような生活が生活保護を利用していない低所得世帯の暮らしであり、支出を抑えることしかできなかった生活と比較をして、生活保護費を下げようとするのはおかしいと訴えました。

■働くために学びたい

4 人目は 40 代男性です。うつ病と皮膚炎を患い、生活保護を利用しながら簡易宿泊所で生活しています。お弁当も値上がりし、食事の回数を控えると栄養が足らず、医師に叱られます。そんな生活でも、食費は生活保護費の54%になります。

働くために学びたいが、費用をまわせないのが辛いと言います。生活保護基準を引き下げるのはやめてほしいと話しました。

■両親の介護、非正規の福祉職を転々とし

5人目は、60代男性です。40代で福祉職に転職し、両親の介護を担ってきました。非正規の福祉職場を転々とし、2019年から保護を利用するようになりました。生活保護基準をデフレが原因で切り下げたというなら、インフレの今、早く元に戻してほしい。付け焼き刃の給付をいくらしても、私たちは生活困窮から抜け出せない。憲法25条にはほど遠く、健康を維持するのがギリギリの状態ですと訴えました。

なお、当事者3人の発言全文は「[生活ニュースコモンズ](#)」で読むことができます。

ともに声を上げる各団体から

■中央労福協

中央労福協事務局次長の竹内広人さんは、物価高の中、本来は基準の引き上げが必要であり、今日の話聞いて何が出来るか、加盟団体とのネットワークに伝え、相談事業でも共有していくと話しました。

■全国青年司法書士協議会

全国青年司法書士協議会会長の坂田亮平さんは、3つの要望として、①当事者の命をまもること、②物価スライド方式に変更し、生活保護費を引き上げること、③生活保護制度を使いやすくすることをあげました。また3月に亡くなった司法書士の仲道宗弘さんが熱心に桐生市生活保護問題に取り組んでいたことにふれ、遺志を継いで引き続き声をあげていきたいと語りました。

■なんでも相談会

司法書士の福本和可さんは、コロナ禍以降、「なんでも相談会」を定期的で開催し、国に要望をあげて来たが、最近物価高による生活苦に関する相談が増えてきていると話しました。生活保護利用者からの具体的な相談内容を紹介し、これまで国は何をしてきたのか、真摯に対応していれば救われる命があったはずだ、速やかに生活保護基準をあげるべきだと声を

を強めました。

■反貧困ネットワーク

反貧困ネットワーク事務局長の瀬戸大作さんは、生活が困窮している人からのSOSが増えていること、なかでも女性の貧困が深刻であること、精神疾患をもつ人も多いことを話しました。

■全国生活と健康を守る会連合会

全国生活と健康を守る会連合会(全生連)の前田美津恵さんは、生活保護基準の引き上げを求めて国会議員に要請を重ねる中で、前厚生労働大臣の武見敬三議員が、「最低賃金含めて全体の賃金が引き上がっているときに、生活保護に関しても引き上げは当然だと思っている。」と心強い発言をしてくれたことを紹介しました。

引き続き声を上げよう！

閉会のあいさつは、共同代表の尾藤廣喜弁護士から、私たちは①「いのちのとりにて訴訟」を最高裁で勝ち切る、②生活保護基準額を絶対に引き上げなければならない、③夏季加算の創設を求める、④生活保護法から、権利保障を明確にした生活保障法へ改正する、という4つのことをこれからも追及していくとし、引き続き声を上げていくことを確認しました。

集会の進行は、雨宮処凛さん(作家)と稲葉剛さん(つくりい東京ファンド)が務めました。来年には予想される最高裁判決を見据え、署名活動にも力を入れようと呼びかけて、集会を締めました。

会場にご参加下さった国会議員(発言順)

石橋通宏議員(立憲民主党)、倉林明子議員(日本共産党)、辰巳孝太郎議員(日本共産党)、大椿ゆうこ議員(社会民主党)、小池晃議員(日本共産党)、山本太郎議員(れいわ新選組)、篠田奈保子議員(立憲民主党)、藤原のりまさ議員(立憲民主党)、やはた愛議員(れいわ新選組)、天島大輔議員(れいわ新選組)、田村貴昭議員(日本共産党)、池田まき議員(立憲民主党)、尾辻かな子議員(立憲民主党)

いまは最終局面、力の限り 最高裁にあてた統一署名を



最高裁宛署名用チラシの頒布について

○取り決め

- ・今年度予算で宣伝費用として 64 万円を計上しており、これを積極活用する。
- ・10 万部印刷して、不足があれば追加印刷する。
- ・費用については「1枚3円、送料着払い」を原則とするが、財政が厳しい地域や組織については「送料着払いのみ」で必要部数を提供する。

○申し込み

- ・第一次締め切りは12月20日(金)とする。
- ・申し込みは500枚単位とする。
- ・チラシの枚数、費用負担の可否、送付先の住所・電話番号を、inotori25@gmail.com に申し込む。
- ・申し込みの際には、メールの件名を「最高裁署名用チラシ申込」とする。

ホームページに署名用紙・オンライン署名

いのちのとりで裁判全国アクションのホームページに署名用紙があります。ダウンロードし、必要な枚数を印刷してください。地域の集会や街頭等でご活用ください。あわせて、ホームページからオンライン署名もあります。SNS等でご活用ください。

署名は12月27日まで、遅くとも1月20日までに下記へお送りください。署名活動は引き続き行いますが、まずは年末をめでにとり組みましょう。

【署名の送付先】

全国生活と健康を守る会連合会
〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15
KATO ビル 3F

当面の取り組み方針について

年明け早々には最高裁弁論期日の指定が入る可能性も否定できず、いよいよ最終局面です。各地で地裁・高裁宛の署名にも同時にとりくんでいることと思いますが、最高裁の判断が下されれば、それが基本路線となります。是非ここで最高裁宛署名に重点を置いて1カ月、取り組みましょう。12月9日の第4回運営委員会で確認した内容に、事務局で一部補足して当面する取り組みについてまとめました。

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。
年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

【口座】ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション
他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408
【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は
①個人or団体の口数、2名前(所属)
②住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。

生活保護基準引き下げ違憲訴訟

いのちのとりで裁判がクライマックスを迎えています



土台沈めばみんなが沈む!

引き下げは受給者だけの問題ちゃうで

※ヤカン

※オカン

※ミン

※アツカン

※アカンオールスターズ

アカンオールスターズとは世の中の「アカン」事に対して異議を唱えるために立ち上がった正義の勇者たちである!! 只今メンバー募集中!!

国は2013年8月から3回に分けて、生活扶助基準(生活保護基準のうち生活費部分)を平均6.5%、最大10%(年間削減額670億円)引き下げました。「物価偽装」までして強行した大幅引き下げに対し全国で起こされた裁判が「いのちのとりで裁判」です。

怒涛の勝訴ラッシュで地裁勝ち越しが確定!
しかもエリート裁判官の集まる行政事件「専門部」で全勝!

全国29地裁・31訴訟団でたたかっています

2020年		2021年			2022年				2023年						2024年																		
6月	2月	3月	5月	9月	11月	12月	3月	5月	6月	7月	10月	2月	3月	4月	5月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	10月								
名古屋地裁	大阪地裁★	札幌地裁	福岡地裁	京都地裁	金沢地裁	神戸地裁(兵庫訴訟)	秋田地裁	佐賀地裁	熊本地裁	東京地裁①★	仙台地裁	横浜地裁	宮崎地裁	青森地裁	和歌山地裁	さいたま地裁	奈良地裁	大津地裁	大阪高裁(大阪訴訟)	千葉地裁	静岡地裁	広島地裁	名古屋高裁(愛知訴訟)◎	那覇地裁	鹿児島地裁	富山地裁	津地裁	大阪高裁(兵庫訴訟)	(秋田訴訟)	仙台高裁秋田支部	東京地裁②★	東京地裁③★	岡山地裁
×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○

○…原告勝訴、◎…原告勝訴(国家賠償も認める)、×…原告敗訴、★…行政事件「専門部」、太字は高裁

2024年10月末現在

どちらが説得的? いずれも最高裁第3小法廷に係属中

大阪高裁判決 (2023年4月14日)



違法となるのは、確立した専門的知見との矛盾がある場合だけ

人との交流が減ったりしたことは、リーマンショック後の国民全体の苦境と同じだから我慢せよ

老齢加算最高裁判決と判断基準が違うよ!

国民全員が沈んでいるからガマンしろっていうの?

政治に歪められた行政を正せるのは司法だけだよ!



名古屋高裁判決 (2023年11月30日)

老齢加算最高裁判決の基準に照らせば統計等との合理的関連性や専門的知見との整合性がなく違法だ

文化的生活とは、孤立しないこと、自分なりの楽しみを持てること

あたりまえの判断してくれた!人の心が通った判決だね!

法律違反はアカン※



旗色が悪くなると主張の **ちゃぶ台返し** を繰り返す国

コロコロ変わる国の主張と、それに追隨して変わる高裁判決。

判断枠組みについて

訴訟の始まりから終盤まで

老齡加算訴訟最高裁判決が「先例」であり、本件でもその判断枠組み※1をもちいるべきだ

※1…老齡加算訴訟最高裁判決(2012年2月28日、同年4月2日、2014年10月2日)は「統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」の有無の審査を要求



判断の「土儀」は、原告側も国側もずっと争いがなかったんだ

名古屋高裁判決(2023.11.30)で負けると突然、主張を **ちゃぶ台返し**

- 本件で老齡加算訴訟最高裁の判断過程審査の判断枠組みを用いることは適切でない
- 老齡加算は「既得権」で重要だが、基準生活費(生活扶助費)はそうでもないので緩い判断基準でよい
- 本件には、朝日訴訟最高裁判決※2の判断枠組みが妥当する

※2…朝日訴訟最高裁判決(1967年5月24日)「現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法および生活保護法の趣旨・目的に反する場合に限り違法となる」

※3…老齡加算東京訴訟の東京高裁判決(2010年5月27日)は、朝日訴訟基準を採用していたが、最高裁判決は、上記の判断過程審査の手法を採用し、朝日訴訟基準は採用しなかった

老齡加算訴訟の最高裁判決が言い渡された経緯※3を無視して、60年前に先相返りするなんて



デフレ調整※の根拠

※デフレ(物価下落)を理由に全世界一律4.78%生活扶助基準を引き下げ

裁判当初

デフレにより、生活保護世帯の可処分所得(買えるもの)が4.78%実質的に増加したから、その分、生活扶助費を減らした

デフレ調整の違法性を指摘する判決が相次ぐと…

2022年後半から

ちゃぶ台返しその1

デフレ調整は、生活水準が低下していた一般国民との不均衡を是正するためにやったものだ

2023年前半から

ちゃぶ台返しその2

これまで通り、一般低所得世帯(所得下位10%)の消費水準との比較によると生活扶助基準を12.6%引き下げることになり、減額幅が大きすぎるので、デフレ調整の範囲(4.78%)の減額に止めた

国の主張を不採用

法律違反はアカン※



長谷川恭弘 裁判長
(名古屋高裁
2023年11月30日判決)

- 元の主張が維持できないことを認めているに等しい
- 基準改定が「最低生活の需要」との関係で行われなければならない(生活保護法8条2項)という視点に欠け、失当だ

国の主張を不採用

国の主張はおかしい
法律違反はアカン※



長谷川恭弘 裁判長

- 断片的な情報に基づき抽象的な可能性をいうものに過ぎない
- 物価を直接考慮することが正当である根拠を示すものではない

国の主張を採用



山田明 裁判長
(大阪高裁2023年4月14日判決)

一般国民の生活水準が急速に悪化しているとの認識はよく理解できる

不当判決



齊木利夫 裁判長
(仙台高裁秋田支部
2024年3月14日判決)

国の主張を採用



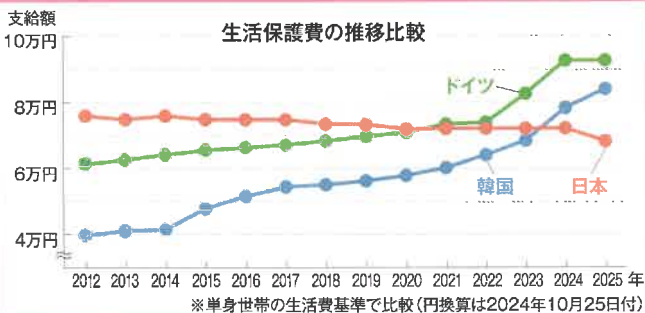
森崎英二 裁判長
(大阪高裁
2024年4月26日判決)

国の説明が不合理とはいえない

不当判決

不当判決

諸外国は物価高対応で引き上げ、引き下げ続けているのは日本だけ



一連の訴訟は次々と最高裁判所に係属

この国の司法は誰のためにあるのか、が問われています。最高裁判所あて統一署名にご協力ください!

署名用紙はこちらからダウンロードできます。オンライン署名もできます。



いのちのとりで裁判全国アクション

【連絡先】 〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所 弁護士 小久保 哲郎 TEL06-6363-3310 FAX06-6363-3320



いのちのとりで

検索

<https://inochinotoride.org/>

生活保護は“いのちのとりで”

今、最高裁でたたかっています。署名のご協力をお願いします。

■いのちのとりで裁判とは？

生活保護のうち生活扶助基準について、2013年に平均6.5%・最大10%の引き下げが決められ、3回に分けて実行されました。

この史上最大の生活保護基準引き下げに対して、全国29都道府県、1,000名を超える原告が訴訟を提起し、国・自治体を相手にたたかっています。

各地の裁判所の多くは、原告の訴えを認め、引き下げを生活保護法違反と認めています。2023年4月の大阪高裁判決は、先例となる最高裁判決の判断基準を改変した逆転不当敗訴でしたが、2023年11月の名古屋高裁判決は、国に「少なくとも重大な過失」があり違法性が大きいとして国家賠償まで命じる逆転完全勝訴でした。



大阪訴訟原告の新垣敏夫さん
大阪地裁での勝利は、この問題に一石を投じることができたと感じていました。しかし高裁での思わぬ敗訴に、言葉も出ませんでした。
今は、最高裁での勝訴のために、何でもやろうと決意しています。

■最高裁判所に求めること

私たちは、人権保障の最後の砦である最高裁が、司法の職責を果たし、法の力で行政の暴走を正す判決を言い渡すことを求めます。

■なんで署名を集めるの？

すべての署名は、最高裁判所に提出します。裁判官に、この裁判に多くの市民や団体がわがこととして関心を持っていることを訴えるためです。

生活保護は“いのちのとりで”です。すべての人の人権が保障される社会を実現するため、この署名活動にとりくみましょう。

ただいま、オンライン署名は準備中です。お待ちください。

■生活保護のこれからをどう考えているの？

「生活保護」という恩恵的な名称をやめ、権利性が伝わる「生活保障法」にし、国が、市民に対して積極的に利用を呼びかけることが必要だと考えています。

「生活保障法」は、日本弁護士連合会が2008年に要綱案を作成し、2019年に要綱案（改訂版）を出しています。

※「生活保障法」の提案のポイントは、
ここからご覧ください。
<https://00m.in/FrXeM>



いのちのとりで裁判全国アクション

(問合せ先) 〒530-0047 大阪市北区天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所 弁護士小久保哲郎
TEL 06-6363-3310 FAX 06-6363-3320 MAIL inotori25@gmail.com

生活保護基準引き下げの被害に対し 人権の砦として 司法の職責を果たす判決を求めます

2013年度からの生活保護基準引き下げは、過去最大の下げ幅(平均 6.5%、最大 10%)で 96%の生活保護利用世帯が削減の影響を受けました。生活保護を利用する人たちは、食事や風呂の回数を減らす、友人との付き合いを減らすなど、厳しい生活を余儀なくされました。これは、人間らしく生きていこうとする希望や前向きな気持ちを奪い、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害するものです。

全国で 31 の訴訟がたたかわれている「いのちのとりで裁判」では、多くの地裁で、①生活保護基準部会が検証した数値を勝手に2分の1にしたこと、②物価高騰の 2008 年を起点とし、電気製品(特にテレビ)の値下がり が過大に影響し下落率が増幅される「物価偽装」とも言える独自の物価指数を用いたことから、引き下げを違法とする判決が相次いでいます。2023 年 4 月の大阪高裁判決は、先例となる最高裁判決の判断基準を改変した逆転不当敗訴でしたが、2023 年 11 月の名古屋高裁判決は、国に「少なくとも重大な過失」があり違法性が大きいとして国家賠償まで命じる逆転完全勝訴でした。

私たちは、人権保障の最後の砦である最高裁が、司法の職責を果たし、法の力で行政の暴走を正す判決を言い渡すことを求めます。

氏名(フルネームで)	住所(番地までご記入ください)
	愛媛 都・道 府(県)
	愛媛 都・道 府(県)
	愛媛 都・道 府(県)
	愛媛 都・道 府(県)
	愛媛 都・道 府(県)

※オンラインでも同趣旨の署名にとりくみます。同じ人が、両方に署名しないようご注意ください。

※署名用紙に記入された名前・住所は、最高裁判所に提出する目的以外に使用することはありません。

【呼びかけ団体】 いのちのとりで裁判全国アクション

【送付先】 全国生活と健康を守る会連合会

160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15 KATOビル 3F

【取扱団体】 いのちのとりで裁判愛媛アクション